**令和７年（フ）第２０２号**
静岡県沼津市大岡字井尻2209番地
破産者　有限会社唐國鉄工所
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**令和７年（フ）第１１９号**
沖縄県浦添市仲西３丁目16番20―504号　タカダ仲西ヒルズ、開始決定時の住所沖縄県宜野湾市普天間１丁目30番７号
破産者　泉　　英治
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**令和７年（フ）第２６９号**
岐阜県各務原市蘇原村雨町４丁目15番地（タウニィ蘇原Ａ―201）
破産者　湯井　　仁
1　決定年月日　令和８年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

**令和７年（フ）第５１号**
福島市小倉寺字神ノ前３番地の５ハミングハイツＡ203、破産手続開始決定時の住所福島市鳥谷野字水汲田１番地の２アートインとやの102号室
破産者　渡海　信司
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

**令和７年（フ）第２０４５号**
埼玉県新座市東北１―14―１　志幸30シーズン701、開始決定時の住所埼玉県朝霞市幸町２丁目３番30号
破産者　千葉八枝子
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和７年（フ）第５５３号**
神奈川県海老名市杉久保北５丁目６番27―202号、開始決定時の住所相模原市中央区陽光台３丁目20番16号
破産者　淺井　涼一
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**令和８年（フ）第８４号**
相模原市中央区清新２丁目１番７号　トラッドハウス７番館401
破産者　島田　幹夫
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**令和８年（フ）第９１号**
相模原市南区新磯野４丁目５番３―403号
破産者　織田　雅弘
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**令和６年（フ）第３５７号**
静岡県三島市徳倉３丁目17番18号　市営徳倉住宅Ｂ―203、開始決定時の住所静岡県三島市日の出町６番８号
破産者　佐藤喜美子
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和７年（フ）第８８号**
静岡県沼津市三園町13番30号　パークハイム63―704、開始決定時の住所静岡県沼津市千本中町11番地の１
破産者　前田　詞男
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和７年（フ）第４３４号**
静岡県沼津市西沢田1074番地の９
破産者　田口　泰子（旧姓大沼）
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**令和８年（フ）第９３号**
群馬県太田市西本町37番２号
破産者　新田造園株式会社
1　破産債権の届出期間　令和８年９月10日まで
2　一般調査期日　令和８年10月13日午後３時
令和８年８月12日　前橋地方裁判所太田支部

**令和８年（フ）第１６７号**
鹿児島市荒田１丁目13番２号　エステート甲南301号、開始決定時の住所鹿児島市永吉３丁目１番30―204号
破産者　前田　　一
1　破産債権の届出期間　令和８年９月11日まで
2　一般調査期日　令和８年10月30日午前11時30分
令和８年８月７日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**令和８年（フ）第１７８号**
鹿児島市原良３丁目15番５号、前住所鹿児島市甲突町12番13―303号
破産者　永吉　佳之
1　破産債権の届出期間　令和８年９月11日まで
2　一般調査期日　令和８年10月30日午前11時
令和８年８月７日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**令和７年（フ）第１３９４号**
京都府向日市寺戸町永田１番地の146
破産者　若杉　昌明
1　破産債権の届出期間　令和８年９月30日まで
2　一般調査期日　令和８年10月28日午前11時
令和８年８月13日
京都地方裁判所第５民事部破産係

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**令和７年（フ）第１０４号**
宮崎市東大宮４丁目26番15号
破産者　佐藤　憲明
異議申述期間　令和８年９月24日まで
令和８年８月13日　　宮崎地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第１８４号**
宮崎市北川内町乱橋3599番地１
破産者　飯井　幸秀
異議申述期間　令和８年９月24日まで
令和８年８月13日　　宮崎地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第１８９号**
宮崎県東諸県郡国富町大字木脇297番地１　大平ハイツ　104、前住所鹿児島県志布志市有明町山重10875番地３
破産者　吉井　友吾
異議申述期間　令和８年９月24日まで
令和８年８月13日　　宮崎地方裁判所破産係